**「厚生年金 引かれすぎ」**

**説明対応マニュアル**

**《問い合わせ対応の手順とフォローアップ》**

**1. 問い合わせの確認**

**（1）引かれすぎ感の確認**

従業員が感じている「引かれすぎ」の具体的な理由を確認します。

**（2）****問い合わせの内容の記録**

問い合わせの内容を記録するとともに給与明細や計算方法を確認します。

**2. 保険料の計算方法の説明**

**（1）厚生年金保険料の仕組み**

厚生年金保険料は、従業員の給与（標準報酬月額）に基づき算出され、労使折半で負担します。

**（2）標準報酬月額の決定方法**

年1回、毎年4月から6月に実際に支給した３ヵ月分の報酬月額の平均額を計算して支払われた平均月額を標準報酬月額等級区分にあてはめ、標準報酬月額が決定されます（定時決定）。これにより、標準報酬月額に応じた保険料が算出されます。

**（3）厚生年金保険の保険料率**

平成16年から段階的に引き上げられてきましたが、平成29年9月を最後に引上げが終了し、厚生年金保険料率は18.3％に固定されています。

**3. 確認すべきポイント**

**（1）標準報酬月額の等級と実際の給与額が一致しているか**

**（2）保険料率が正しく適用されているか**

**4. 従前との比較**

**（1）随時改定の可能性**

毎月固定で支払われる報酬額に大きな変動があった場合、社会保険料の見直しが行われます（随時改定）。新しい保険料率は、報酬の変動があった月から数えて4ヵ月目から適用されます。

**（2）随時改定が行われる3つの要件**

①　昇給・降格等により固定的賃金に変動があった

②　標準報酬月額に2等級以上の差ができた

③　変動月から引き続く3ヵ月とも支払基礎日数が17日以上である

**5. 誤差の確認と対応**

計算ミスや過剰控除があった場合、翌月の給与で精算または現金精算で返還します。

**6. フォローアップ**

確認結果を従業員に報告し、疑問や不安が解消されるよう努めます。

例えば、「ご指摘いただいた点について確認いたしました。結果として、保険料の算出に誤りはございませんでしたが、ご不明な点がございましたら、いつでもご相談ください」など。

**7. 参考資料の提供**

厚生年金保険の仕組みや保険料の計算方法について、厚生労働省のリーフレット等を提供して説明します。

**8. 社内研修の実施**

定期的に社会保険に関する説明会を開催し、制度に対する従業員の理解を深め、疑問や不安を解消します。

**9. マニュアルの整備**

今回の対応を踏まえ、必要に応じて社内マニュアルを見直し、より分かりやすい説明ができるよう改善します。